

## 論 説

### 中国の食料流通システムと農産物市場

田 村 安 興

#### 目 次

はじめに

1. 中国の食料流通政策

- (1) 70年代までの食料流通政策
- (2) 80年代の食料流通政策

2. 食料流通の実態

- (1) 中国食糧（穀物）流通の事例
- (2) 中国の副食品流通の事例
  - ① 北京市副食品流通の事例
  - ② 福州市（福建省）副食品流通の事例
  - ③ 太原市（山西省）副食品流通の事例
  - ④ 西安市（陝西省）副食品流通の事例

おわりに

#### は じ め に

1978年以来、中国食料流通システムは、統制状態から自由市場に委ねる部分を徐々に拡大させて来ている。しかし、1980年代後半には年率20パーセント以上の激しいインフレ状態が続いており、食料品価格も高騰している。米、麦等の政府買上価格と市場価格とは一層乖離するとともに、政府買上価格と壳渡価格の格差、逆ザヤは拡大し、政府の財政を圧迫している。政府財政負担軽減が一つの要因であった食料統制緩和策は、財政政策の側面では成功していない。しかし、食料流通政策は都市労働者への社会政策として、政策担当者に依然として強く意識されており、逆ザヤは早急には解消されそうにな

い。また、食糧流通政策の重要な部分は地方政府の食糧公司に委ねられているもののその経営は問題をはらみ、これが流通の硬直化をもたらしている一因ともなっている。

副食品流通に関して、小売市場に対しては指導価格を徹底する様に努力（実際に成功しているかは別としても）されているが、卸売市場は価格指導できる流通システムとはなっていない。農産物市場制度は、1980年代に緒に着いたものの、本格的に確立する為には未だ一定の時間が必要である。食糧（穀物）卸売市場も、1990年以降、いくつかの都市で開設されるという。

中国「市場経済」の導入と「計画経済」改革が如何に行なわれようとしているのか。本稿の課題は食料流通の事例分析を通して、それらを垣間見ることにある。

## 1. 中国の食料流通政策

### （1）70年代までの食料流通政策

文化大革命期、左派による劉少奇攻撃は、「三自一包」、「四大自由」に対するものであった。すなわち、「三自一包」とは、自留地を多く残し、自由市場を多くもうける。そして損益に自ら責任を負う企業をつくり、農業生産の任務を個別に請け負わせることであり、「四大自由」とは、高利貸の自由、雇用の自由、土地売買の自由、経営の自由である。

文革期右派との政策論争、政治闘争、権力闘争の過程で「三自一包」は社会主義と資本主義との二つの道の闘争、資本主義復活の危険性に対する闘争の標的とされた。例えば『人民日報』紙上ではある生産大隊長による次の様な一文が掲載された。「劉少奇とその代理人はそれでもあきらめないで、またも三自一包という黒い風をまきおこした。この黒い風はわれわれの欺天生産大隊にも吹きこんできた。あるものはひそかに小さな荒地を開墾し、集団の土地には関心をもたなくなつた。またある富裕中農はこっそり鋤を手に入れて、単独で営農をする準備をした。………ある同志はこういった。『毛主席は『中国を救えるのは社会主義だけである』とわれわれに教えていた。自分で小さな荒地を開墾して、自留地をたよりに暮しをたてようとしている。そんな

ことをすればますます困難になり、それにたよればたよるほど、家庭は破壊され国はほろび、人びとの命はなくなってしまう。>人びとはみな、このような問題がおこったのはいずれも、するどくて、はげしい二つの道、二つの路線の闘争がわれわれの生産大隊に反映したものである、ということを理解した。そこでわれわれは、社会主義教育と階級闘争の教育を大々的におこなった。」<sup>1)</sup>

文革は中国的政治社会風土上に展開された特異な権力闘争であり、左派が主導した社会的暴動であった。しかし、左派が行なおうとした「計画経済」の内実は、商品生産と商品流通を抑制する経済外的枠組みを強化する事に外ならず、その点では前近代的社会経済構造を維持したにすぎなかった。そして左派と右派との対立は、必ずしも「分権的市場経済」か「集権的計画経済」かの対立ではなかった。毛沢東自身、50年代から国家と工場、国家と農民、中央と地方の関係について、工場、地方、農民の独自性、独立性が必要である事を主張し、文革中も、毛沢東の講話が宣伝された。<sup>2)</sup>彼らの主張がどうであれ、広大な中国において多様性を有する商品生産を、遅れた交通、乏しい情報網と貧弱で硬直的経営管理システムによって支えられるはずはなかった。

70年代における中国農産物流通システムを三つのレベル、すなわち、産地、卸、小売のそれぞれのレベルでみると、以下の通りである。

(1) 産地市場段階では人民公社が産地出荷段階で寡占状態にある。

(2) 中間卸段階では、品目別、地域別に流通形態が異なる。

1類農産物——食糧、綿花、油は「統購統売」品目であり、国家によって、全量が管理され、統一して購販売数量、価格が定められる。

2類農産物——豚、肉、卵、ニワトリは「派購」品目であり、国が定める一定量のみ売買を行なう。

3類農産物——自由に販売できる品目、青果物、漢方薬など、しかし品目の一部は地方によって2類に入れているものもある。

(3) 小売市場段階では、表1、2、3に示す様に1950年代後半より1970年代まで販売額、労働者数、経営体数とも国家セクターである国営及び、集団所有商業が圧倒的に多い。

表1 小売業経営体別販売額

単位：億元

年	国 常 (a)	集 団 所 有 (b)	合 并 (c)	個 人 経 営 (d)	農 民 対 非 農 民 小 売 (e)	d + e の割合
1952	45.0	50.3	1.1	168.6	11.8	65.0
1953	60.6	84.4	1.9	190.3	10.8	57.8
1954	79.8	153.4	11.0	126.7	10.2	35.9
1955	110.4	135.2	32.5	102.3	11.8	29.0
1956	156.9	172.8	96.1	23.4	11.8	7.6
1957	176.3	195.8	76.0	12.9	13.2	5.5
1958	399.9	71.3	59.1	10.1	7.6	3.2
1959	537.0	79.0		18.5	3.5	3.4
1960	585.0	83.4		20.5	8.0	4.0
1961	496.2	67.0		14.5	30.0	7.3
1962	306.7	256.0		14.3	27.0	6.8
1963	306.9	265.0		12.7	19.3	5.3
1964	338.8	272.9		12.2	14.3	4.2
1965	355.5	289.3		12.5	13.0	3.8
1975	708.3	536.0		1.8	25.0	2.1
1976	746.0	569.3		2.1	22.0	1.8
1977	777.4	631.3		2.3	21.8	1.7
1978	851.0	674.4		2.1	31.1	2.1
1979	971.8	776.4		4.3	47.5	2.9
1980	1100.7	954.9	0.4	15.0	69.0	3.9
1981	1171.5	1050.6	1.1	37.4	89.4	5.4
1982	1251.6	1131.4	1.6	74.6	110.8	7.2
1983	1338.8	1189.5	3.6	184.5	133.0	11.1
1984	1537.9	1337.2	7.6	323.7	170.0	14.6
1985	1740.0	1600.3	12.7	661.0	291.0	22.1
1986	1951.0	1804.0	15.2	804.8	375.0	23.8
1987	2249.0	2079.6	18.8	1011.6	461.0	25.3
1988	2935.9	2557.9	27.2	1324.0	595.0	25.8

「中国統計年鑑」より作成

以上の様に、産地によって、中間段階の流通に若干の変異が見られるもの、重要品目は「統購統販」である。また、産地段階と小売段階では国家セクターの寡占化が完了していた。但し、この時期においては、流通過程が国家によって把握されていたというよりも、国家の手で流通が抑制されていた

表2 小売業経営形態別経営数

(万経営体)

	国 有	集 団 所 有	合 弁	個 人 経 営	個人経営の割 合(%)
1952	2.9	101.0		407.0	96.9
1957	12.0	123.3	18.7	41.3	21.2
1965	8.6	50.9		28.6	32.5
1978	4.9	89.1		10.8	10.3
1980	12.7	95.8	0.03	37.8	25.8
1985	22.9	136.2	0.3	618.9	79.5
1987	24.8	128.8	0.2	727.6	82.6
1988	26.1	131.2	0.3	770.5	83.0

「中国統計年鑑」より作成

表3 小売業経営体別労働者

(万人)

	国 有	集 団 所 有	合 弁	個 人 経 営	個人経営の割 合(%)
1952	49.3	70.7		589.5	83.1
1957	179.4	258.6	84.2	46.7	8.2
1965	103.2	199.2		33.5	10.0
1978	97.6	336.2		13.6	3.0
1980	193.7	396.4	0.3	47.3	7.4
1985	290.8	665.4	2.9	836.9	46.6
1987	323.5	667.3	3.5	1018.2	50.6
1988	342.3	711.7	4.4	1106.2	51.1

「中国統計年鑑」より作成

という方が正確である。

中国農產物流通システムの転機となったのは78年中国共産党第11期中央委員会第3回総会であった。同総会のコミュニケでは、「人民公社の各級経済組織は労働に応じた分配という社会主義原則を真に実施し、平均主義を克服しなければならない。公社員の自留地、家庭副業、定期市は社会主義経済を補完するために必要なものであり、何人も干渉してはならない。人民公社は断固として生産隊を基礎とする三級所有制を実行し、これを安定させなければならない。」同コミュニケでは、未だ人民公社堅持が謳われているものの、自

留地，副業，定期市が「社会主義経済を補完するために必要」とされ「何人も干渉してはならない」とした事に意義がある。自由市場などはそれまで資本主義の尻尾として非難され，文革中はほとんど壊滅していた。国家が法令で禁じていたのではなく，極左主義的スローガンによる強制や，各人民公社における監視等によって自然解体した。

## (2) 80年代の食料流通政策

前記11期3中全会以降，食料流通政策にも市場メカニズムが徐々に導入され，流通を規制，統制する部分は少なくなりつつある。但し，行政側は市場メカニズムをコントロールする能力を未だ身につけておらず，また，統制，規制によって食料流通をコントロールできなかった事は既に経験済でもある。国家は手に負えない部分を手放し，身軽になっただけであり，流通諸段階における矛盾は依然として解消されていない。市場メカニズムに委ねられる分野，國家の統制が及んでいる分野，あるいはそれら相互間における分野の矛盾はより鋭くなっている。

80年代の食料流通政策を概観すると，その政策の変化は一挙にではなく，徐々に進められて来たと言える。

1981年7月，「農業・副業生産物協議買い付け売り渡し価格暫定管理弁法」が出された。同管理弁法では，国家公定価格で国家に統制買付される農産物以外の，協議価格による取引に関する規則を定めた。すなわち，「一，二類農産物・副業生産物は<sup>3)</sup>国家買い付け任務の達成までは，協議価格による成約を禁止する。買い付け任務達成後に協議買い付けが認められる二類農産物・副業生産物，および集中産地の三類農産物・副業生産物は，地元の業務主管部門が，仕入単位や，許可証を持つ個人商人に，統一的に品物を分配することとし，互いに価格をつりあげ，買いあさるのを禁じ，省，直轄市，自治区人民政府，あるいは地区，市，県人民政府が定めた最高限度価格を上回るのを禁ずる。協議買い付け価格が最高限度価格を上回った場合は，物価つりあげ，物価規律違反で処罰する。」同法では一，二類農産物の一覧が付されている。それによると，一類農産物・副業生産物は125品目であった。その後，83年，

84年には、統一買付、割当買付が行なわれる一、二類農産物・副業生産物が減少し、84年末には一、二類農産物・副業生産物は38種類となった。中国の食料流通政策に最も大きな変化が見られたのは、1985年であった。同年以降、水産物、肉類は国家の統制が撤廃され自由売買が行なわれることになった。野菜類は主産地区のみが「派購」となり、主産地区<sup>4)</sup>一定量のみ指定買付量が定められた。1990年における国家の指令により買付が行なわれる農産物は9種のみである。食糧、綿花など主要農産物に対しては、契約による固定買付が行なわれる。一、二種農産物の区分も事実上なくなった。以上の様に、食料に対する国家統制の後退、自由化の進展という一連の政策の背景には、第一に食料の売買逆ザヤの拡大と財政負担、第二に食料の質を評価するシステムの未確立と国家がそれを行なう努力を放棄した事がある。国家はこの問題でどの様な「理念」を持っていたのか、それを知る為に、80年代の各種報告、通達等を検討しよう。

1980年代に入って供銷社（購販組合）の販売活動が奨励され、「貿易貸棧」が次々と結成された。これは県レベル以上の大規模な販売組織づくりをねらったものである。1981年全国供銷社總社は「供銷社貿易貸棧管理試行弁法」を出した。同弁法によると貿易貸棧は「仲立サービス産業の全民所有制社会主義商業企業であり、主として商業サービス活動に従事するものである。それはわが国商品流通の中でも欠かせられない補助ルートであり、計画経済の必要な補充であり、市場を調節する比較的良い組織形態である」同貿易貸棧の主たる任務は、三類農産物・副業生産物及び協議買付される一、二類農産物の流通を管理する事にある。しかし、供銷社貿易貸棧は、末端販売組合が未成熟であること、国家によって上からつくられた組織であること、資金力が弱いこと、全民所有制の社会主義商業企業としたこと、等の限界を持ち、今日までのところ小農制に適合する様な販売組合たり得なかった。

国家が上から綱をかぶせる式の流通網は一挙に形成できないが、他方で小商品生産段階に対応する初期的流通網は自然発生的に拡大した。1981年末、全国農村工作会議では「農村における商品流通の改善について」とする次の様な報告が行なわれた。農村の供銷社は、国営から集団所有制に移行するモ

デルケースをつくれ，とした。そして商品流通の流れをよくする為に集団商業を多くつくり，「徐々に種類とルートを増やし，中間の段階を減らさなければならない。」他方，個人営業には規制を加えるべく，「農村の各種商業組織と個人の運送・販売活動は政府の政策，法令を厳格に守り，工商管理に従わなければならない」とした。ここで言う流通の中間段階を減らす，という提起は，これ以降しきりに強調される。例えば83年6月第六期全国人民代表大会での趙紫陽報告にも「さまざまな障壁とネックを真剣に取りのぞき，多種類の流通経路を開拓し，流通段階を減らし，商品の流通を潤滑にし…」という報告がある。我々にとってこの表現には疑問が残る。というのは，中国の流通機構の問題点は中間段階が未整備，未発達なことにある。ここで彼らが言う「流通段階を減らす」という表現は，あらゆる農産物と，あらゆる流通チャネルに対して言及しているのではなく，食糧などかつての一類農産物と，国営商業に対してのみ妥当すると考えるべきであろう。当時の國務院農村發展研究センター主任 杜潤生氏は次の様に言っている。「競争のない条件の下で国営商業は役人商法がはびこり，経営部門の環と段階が複雑であるため回転時間が長くなり，浪費が大きく，費用がかさむなどの問題が生じた。」<sup>5)</sup>競争条件のない国営商業において，流通段階が多いという表現は，商業論上の問題ではなく，いわゆる「官倒」を指すと理解しなければならないであろう。

1984年中国共产党第12期中央委員会第三回総会において，「経済体制改革に関する中共中央の決定」なる文書が出された。ここでは，79年以降すえおかれていた食糧買付価格引き上げ問題，逆ザヤ解消問題にふれ，これ，これ以降食糧買付価格が徐々に引き上げられることとなった。(但し逆ザヤは一向に解消されていない)同文書の中心部分は，中央と地方の政府と企業を分離し，企業が行政機構の一部であることを，形式的には否定した事である。それとともに同文書では，79年以降の経済改革を次の様に総括している。「一，総体的にみれば，わが国が実行しているのは，計画経済つまり計画的な商品経済であって，完全な市場メカニズムの調節による市場経済ではない。二，完全な市場メカニズムの調節による生産と交換は，主に一部の農業・副業生産物，日用雑貨，サービス修理業の役務に限られる。これらは，国民経済において

補助的な、だが欠くことのできない役割をはたしている。(以下略)」国家による経済改革に関する以上の公式見解は、基本的には今日まで変わっていない。しかし、80年代後半に到って激しいインフレが現われ、良質の高級消費材を中心に品不足となった。「投機、横流し、権力をかさにきた商業経営などが正常な商品流通秩序をひどく攪乱し、厳しいインフレをもたらした」<sup>6)</sup>と一般に評価されたが、本質的な要因は別にあった。需要に見合う安定した生産体制と、市場メカニズムが有効に機能する流通体制が未確立なことがそれである。

政府は後者の点に関して一貫して強調はして来た。趙紫陽は1985年3月、第六期全人代において「当面の経済情勢と経済体制の改革について」とする報告の中で次の様に述べた「農民が自由意思と相互利益の原則にもとづき、加工、販売、輸送などの分野で、さまざまな形態の協同経営と連合経営を発展させるよう奨励し、しだいに農村の協同経営を完全なものにしていく。都市と農村の商品交換を積極的に推進し、農業・副業生産物の卸売市場をより広く開設し、貯蔵・輸送系統の強化に真剣にとりくみ、こうして、より多くの農業・副業生産物をより速く、都市で販売するのに適した商品に変え、人民の生活のたえず増大する需要に応えなければならない。」

但し、この様な商業改革の方針が実施に移されるには、まだ多くの時間が必要である。政府の商業改革への対応は、国営商業であれ、集団所有制の商業であれ、供銷社、個人経営であれ、詐欺瞞着への規制を中心であり、これは商業政策としては前近代段階に相当する。市場価格への規制も含まれているが、価格政策としてはいかにも単純、画一的であり、無数の商品を評価できるシステムには程遠いのが実態である。

小売市場に関して、78年以降自由市場を容認する通達、幹部の発言があり、自由市場は徐々に増加した。そして、1983年、國務院は「都市農村の定期市取引管理弁法」を出し小売市場を公認した。

さらに1987年8月19日、國務院は、創草期にある自由市場に関して、「市場秩序を整理し物価管理を強める通知」なる通達を出した。この通達で國務院は、強制販売、にせもの、重量違反など詐欺瞞着への規制をいましめているとともに、「各省人民政府は重要な生産物を個人経営の範囲に、入らないよう

に」など市場経済の導入に逆行する規定や、市場流通農産物の価格設定は、協議価格によって決めるが、必要な場合は、地方政府が最高価格を設定して物価管理をする様に通知している。関接的に市場価格を指導する様に規定したものである。これ以降、市場における価格動向に対して地方政府も関与する様になる。しかし以下を見る様に、地方政府の食糧・副食品政策と市場流通の実態は多様であり、また市場価格への規制が、決して命令や通達によってできるものでない事は明白である。以下実情を検討しよう。

## 2. 食料流通の実態

### (1) 中国食糧（穀物）流通の事例

中国の食糧総生産高は、商業部関係者の非公式推計によると約10億トンである。うち35パーセントから40パーセントが販売用に出荷され、60パーセント強が農家自給用に向けられる。この数字が実態に近いとして、食糧自家消費率を比較すると、我が国の十九世紀末の水準とほぼ同じである。

食糧の卸売ルートは以下の様に推計される。販売用に向けられる食糧の内約50パーセントは自由販売される部分であり、残り約50パーセントは国家へ定められた「平価」で供出される。自由販売される部分の内、約80パーセントは、やはり国へ「議価」（協議価格）で販売される。残る約10パーセントは供銷社（販売購賣組合）を通じて販売され、最後の約10パーセントは自由市場で販売されるのである。<sup>7)</sup>

以上の卸売販売ルートの内、自由販売される部分は、80年代初期において段階的に地方政府に管理を移管して来た。今日では地方政府が經營する公司（市、県に属しているものが多い）によって管理されている。先に示した、「流通段階を減らす」とは食糧公司の經營上の問題をさすと言える。この食糧公司で取扱う最も多い量は「議価」で取引される部分である。「議価」で購入される部分が、正常に国家に収納されず、大口購入者へ販売されたり、価格引き上げの為に売りおしみがされていると指摘されている。食糧公司は国が監督する建て前となっているが、実際は監督、指導は行なわれず、価格も非公開である。

食糧公司が食糧ヤミ取引のブラックボックスとなっている事に対して、国家は、食糧卸売市場を開設する事によって食糧公司の取扱量を減らし、食糧価格（自由取引部分）を間接的に管理する方針を取った。1990年より、主要都市に逐次食糧卸売市場が開設される予定であるが、食糧卸売市場流通が主要な流通ルートとなるには、多くの時間と機構改革が必要である。<sup>8)</sup>

以下、福建省における食糧管理の事例を検討する。

### 福建省食糧流通の事例

福建省は水田稲作地帯であるが耕地が狭少である為に、食糧は自給できず、他省から供給を受けなければいけない。また福州市、泉州市、アモイなど経済技術開発区を多く抱えており、近年郷鎮企業、合併企業が数多く設立され、労働市場が拡大したため、兼業化が進み、食糧を購入する人口が増加している。以上の様な特徴があるものの、福建省の食糧流通は、中国の他省とほぼ同様の方法で行われている。

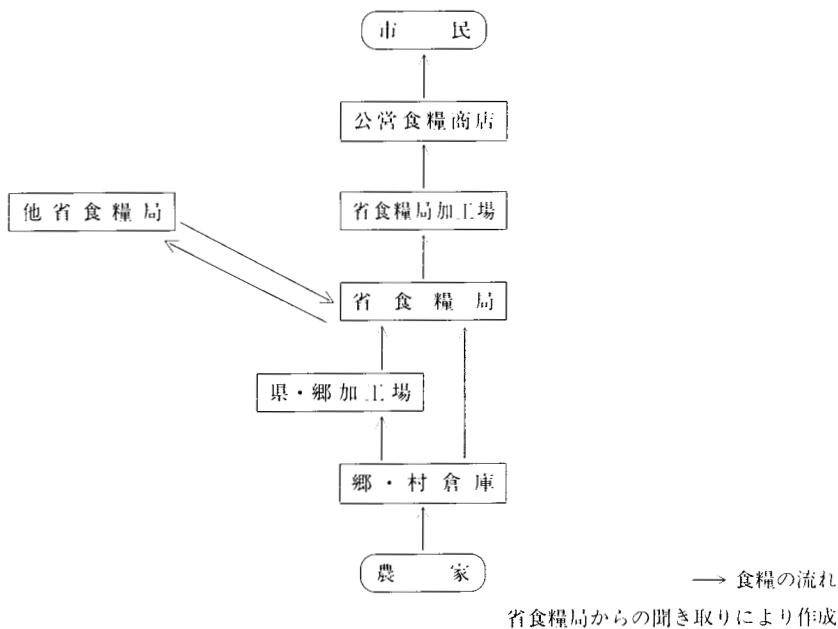
農民が生産した食糧は、自給部分を除くと、(1)「平価」で国との契約売買をする、(2)供銷社に販売する、(3)食糧公司に「議価」で販売する、(4)自由市場ルートで食糧ブローカーに販売する。以上に大別される。

#### a. 国に契約売買する部分

1953年より83年まで国が統一価格によって、食糧を建てまえ上は全量管理していた。85年以降契約取引となり、農民は契約価格で販売する代り、化学肥料、ビニール、軽油などの農業生産資材を、安い契約価格で購入することができる。これが農民に対する補助事業となっている。その他、補助事業として、農家が食糧を出荷する前に、地方政府は農家に販売価格の一部を前払いすることがある。

図1は地方政府との契約売買による食糧の流れを示す。農家は契約量を国に供出する。供出した食糧は、郷・村倉庫にモミのまま保管される。郷には人民公社時代から設置されている倉庫があり、農家は、使用料を支払い、倉庫を使用することができる。倉庫で保管された食糧は、食糧局の管轄下にあ

図1 地方政府との契約売買による食糧の流れ



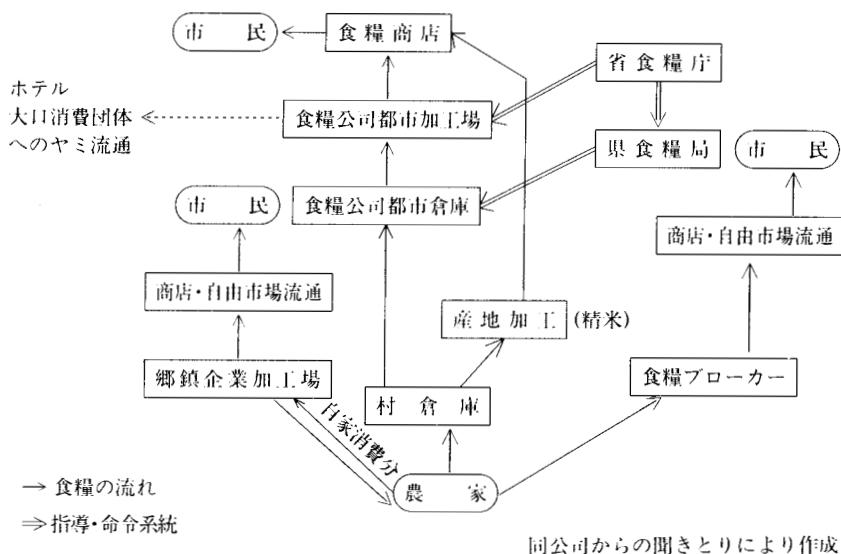
る県加工場，あるいは省加工場において，精米，製粉加工され，食糧商店で糧票と引き換えに小売される。福建省年間食糧消費量は，農家自家消費量を除き，約100～110億キログラムであるが，省内生産量のみでは自給できず，他省より年間15億～25億キログラムの供給を受けている。

### b. 食糧公司による食糧の流れ

1982年以降省，県の公司が数多く設立された。その後政治・経済分離の方針が提起され，経営の自由度が大きくなつたが，その反面，公司の経営に国は管理，介入する事が困難となつた。その要因は国の管理スタッフが貧弱であること，省の官僚機構の独自性が強いこと，という中国官僚組織の構造的問題がある。

福建省内の各種公司も1982年に数多く設立された。食糧公司もその一つで

図2 食糧公司及び自由市場による食糧の流れ



ある。省食糧公司のスタッフは600名である。図2は食糧公司による食糧の流れを示す。農家は国家との契約出荷量を出荷した後、より高値で販売できる「議価」で販売する。「議価」は県食糧公司ごとに異なる。ところで、図2に示す、県レベルにある食糧公司は、省レベルで定められた「議価」契約数量を満たさないにも拘らず、購入する資格のない、ホテルなど大口購入者に販売したり、あるいは、倉庫に在庫があるにも拘らず、売りおしみをして自由市場の価格を高騰させるという事態がある事が指摘されている。公司は行政の管轄下にあるが、行政と経営が名目上分離した以降においても事实上行政が公司経営を担っていると見てよく、この事が、同一機関が表裏二つの流通ルートを管理するという、不合理な流通実態をもたらした要因となっている。

食糧公司は、上記購入・販売事業の他に、以下の様な事業を行っている。  
**収穫事業**—収穫時期に食糧公司のスタッフは農村をまわり、農家と契約し、出荷量を確保する。契約目標は行政機構のルートを通じて下部に下す。  
**貯蔵事業**—郷レベルに設置されている倉庫を管理する。  
**加工事業**—精米、製粉

食糧加工事業、以上である。

### c. 自由市場による食糧の流れ

地方政府への契約売買や、食糧公司への協議価格販売以外の生産物は、自由市場に流通する事は認められている。(食糧公司取扱量の内、自由市場に流通する部分もあるが)

農家が自家消費を行なう部分は、主として郷鎮企業で加工委託したもの消費する。郷鎮企業加工所は農家から出荷された食糧の販売を行なう場合も多く、これは自由市場に流通する。

自由市場流通の食糧を産地の末端で集荷する者は、食糧ブローカーである。その実態は前記郷鎮企業や、農民、兼業仲買人である場合が多い。

福建省の場合、食糧ブローカーによる食糧流通量は、福建省食糧公司の推計によれば1988年3～4億キログラム、1989年5～6億キログラムである。食糧ブローカーは、福建省内に約7000業者が営業すると言われている。彼らはほとんど閩江流域地帯で営業し、他省よりの移入米や省内で生産された食糧の売買を行なっている。倉庫、輸送手段を自らはほとんど所有せず、船、汽車の公共輸送手段を使用している。彼らは個人経営か、小規模の集団経営であり、いずれも経営は零細規模である。少なくとも90年代には、現状の自由市場による流通形態が食糧流通の主要ルートになるとは考えられない。担い手たる商業主体、商業組織が未成熟だからである。正米卸売市場が開設され、そのパイプを太くするには、商業主体が形成されなければならない。今後食糧公司の経営形態は、食糧公司が集団所有制のいくつかの企業体として、改組、再編されるか、食糧公司自体が卸売市場の主体となる様に発展的に解消させる事が妥当であろう。

## (2) 中国の副食品流通の事例

食糧だけを見れば、中国の食糧流通の主体は、依然として国家と地方政府にあるが、農産物全体を見ると、すでに市場メカニズムに委ねられている部分が多くなっている。国家と地方政府に買付られる農産物だけを見ても、1988

年、農産物買付総額のうち、公定価格によるものが約30パーセント、指導価格によってある範囲内の変動を認めるものが26パーセント、市場価格によるものが40パーセント以上を占めている。<sup>9)</sup>

自由市場の取引額を正確に把握する事は不可能であるが、推計では1978年より1987年の10年間で約8倍に伸びたと伝えられている。国家工商行政管理局の報告によると、最初は年間50余元の速度で、あとは年間200余億元の速度で増加し、1987年の取引総額は1157億8900万元に達した。そして社会商品小売総額に占める比率は、78年の8.2パーセントから18.26パーセントに増加したとされている。<sup>10)</sup>そして1988年時において、全国の農業・副業生産物の卸売市場は1500ヶ所、小売市場は78年比倍増の7万ヶ所に達している。

小売市場数では、新中国建国後の1956年を初めて上回った。この様に自由市場、卸売市場が増加した背景には、小商品経済の発展、統制経済から自由化の進展がある。但し、中国の自由市場、卸売市場流通は、特有の多くの課題を抱えている。以下、各地の実態を明らかにする中でそれを検討する。

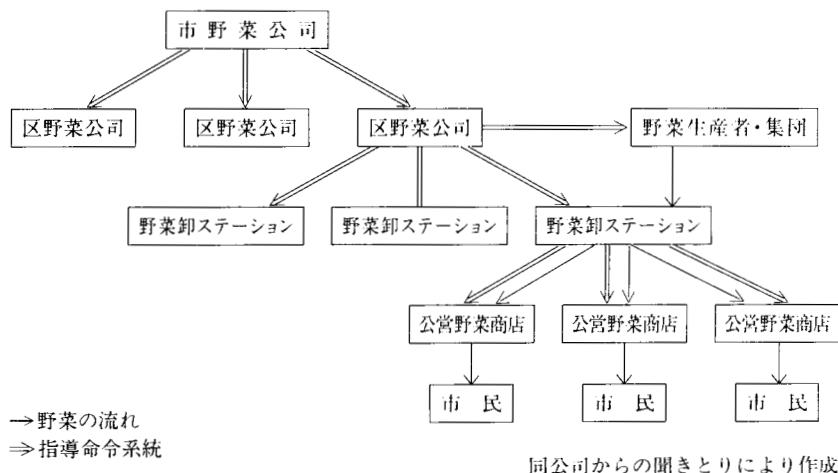
### ① 北京市副食品流通の事例

#### a. 統制的野菜流通

統制的野菜流通は、かつては主要な流通システムであったが、年々物流上の比重を低下させており、今日では、白菜、ニンジンなど国から価格補填のある品目に限り取扱高が多い。しかし、それらを含め、一般に統制的野菜システムの商品に対する一般市民からの評価は、必ずしも高くない。野菜の場合、鮮度が低いという評価が定着している。

北京市統制的野菜流通の例を図3に示す。北京市内（郊県を除く）10行政区ごとに、それぞれ5ヶ所程度の卸ステーションが設けられており、ここが物流の卸段階における中心的役割を果たす。卸ステーションには150人から200人の労働者が従事しており、生産者からの買付集荷、農民からの持ちこみによる集荷、小売商店への分荷を行なう。北京市の場合、卸ステーションの集荷圏は北京市、及び隣接した河北省を中心としている。卸ステーションの上部機関には、区野菜公司、市野菜公司がある。区の上部機関である北京市野

図3 統制的野菜流通



菜公司は、各区野菜公司の指導、調節機関である。各区野菜公司は主要野菜の価格を決定するとともに、野菜生産、流通に関する指導機関である。但し、主要野菜以外は、卸ステーションで価格設定が行なわれる。各区野菜公司からは一ヶ月4、5回価格調整通知書（表4）が、卸、小売段階に通知され、この範囲内で価格設定される。卸マージンは平均すると約10パーセント、小売マージンは葉菜類が20～40パーセント、それ以外の野菜類は15～35パーセントである。同表に見られる様に外観に関する規定は、我が国のそれと比較してもはるかに簡略である。

野菜小売商店の営業時間は、同市海淀区の場合、午前8時より午後6時まで、10時間営業されており、労働者11人で運営されている。

#### b. 卸売市場流通

北京市北太平庄卸売市場は北京市では最も早く、1984年に建設された。その後、北京市内では次々と卸売市場が開設され、現在まで5市場が設立されている。開設者は北京市工商管理局である。卸売面積は約1万平方メートルで

表4 北京市海淀区野菜公司価格調整通知書

(1990年4月)

	斤 当(元)		農家からの 仕入価格と 卸売価格の 差(%)	卸売価格と 小売価格の 差(%)	小売最高 価格(元)	規 格、外観など
	上 質	低 質				
ほうれんそう	0.22	0.15	12	30	0.25	長さ20cm以上とす る、15cm以下50cm 以上は別に処理、1 わ500g前後、新鮮、 やわらかいこと、 黄色いものがない ように切ること、 洗わないこと、根 を切らない
レ タ ス	0.30	0.18	10	30	0.35	長さ40cm以上、1 わ3斤前後 外観は同上
油 菜	0.25	0.15	8	30	0.30	長さ20cm以上、1 わ500g前後 外観は同上
ニ ラ	0.40	0.25				1わ250g前後 外観は同上
ね ぎ	0.25	0.15				長さ30cm以上、1 わ500g前後 外観は同上
白 菜	0.085				0.12	

(注記) 今月に限り次の野菜は上記価格10%以内で変動してもかまわない。白菜、ほうれんそう、レタス、油菜(間引菜)が高くなる場合は卸の利益が増加してもかまわない。

北京市海淀区野菜公司資料より1990年4月1日発行

あり、5市場ともほぼ同じ規模であるが、北太平庄卸売市場が取扱高は市内で最も多い。取扱品目は青果物中心であるが、他に淡水魚も若干取扱っている。1988年開設以来初めて青果物10万トンに達したものの、1989年には「事変」の影響によって9万トンに減少した。1990年4月時における取扱高は、一日平均果物150トン、野菜50トンである。開設以後取扱高は3倍化した。

同市場の開設者、北京市工商管理局のスタッフは7名、その他市場で雇用する職員は38名、臨時雇用者36名、以上で同市場を管理運営する。彼らの職務は、管理費の徴収(卸売人から売上高の2パーセント)、市場内での治安、売場管理、バナナ加工と供給、運送サービス(トラック3台所有)が主なものである。

同市場で卸売業務を行なおうとする者は、営業免許を取得しなければならない。この場外所属単位の証明書が必要であり、次に示す市場規則、及び処罰規則を遵守しなければならない。いずれも大まかな道徳律的なものである。同市場の卸売業者は、中国全土の卸売市場に共通するのであるが、先進資本主義国や、東南アジア諸国の市場内卸売業者と異なる特質を持っている。すなわち、同市場では84ヶ所の卸売店舗(我が国中央卸売市場の仲卸店舗に相当する)で卸売を行なおうと希望する者は、場所が空いておれば原則的に営業する事ができる。この様な卸売業者はのべ2000人から4000人に及ぶ。卸売業者は北京駅や産地で農産物を買付けて販売する「運送専業戸」である。彼らは卸売市場に荷を持込み、同市場で売りつくすまで営業する。同市場は24時間開設されており、50ヶ所の倉庫も貸し出される。卸売場が空いていない場合は車上やりヤカー上で販売する事も可能である。市当局による価格指導はほとんど行なわれていない。中国における卸売市場の特色は、市場内で常時荷受を行なう専門の卸売業者はいない事である。産地仲買人が消費地卸売人を兼任する。市場内ではすさまじい混雑、混乱、無統制が支配するとともに、集分荷の核となる流通主体が形成されていないため、流通非効率極まりないが、この様な市場形態が中国の生産・流通の実態に照応していると言えるかも知れない。次に示す市場規則に、中国市场流通の現状が反映している。

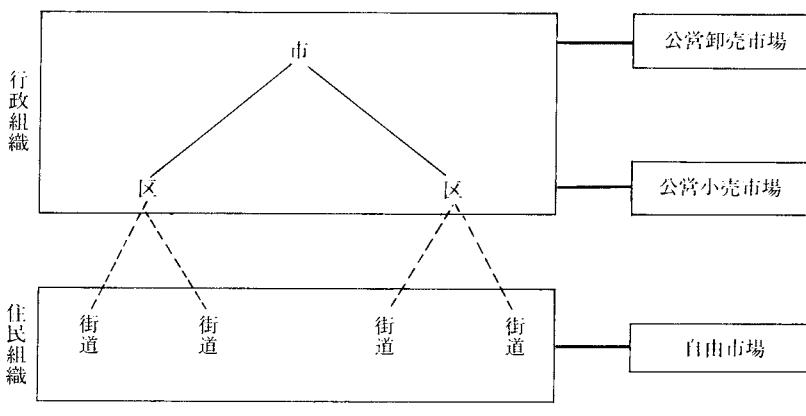
#### 北京北太平庄卸売市場規則

市場での販売者は顧客の利益を保証し、良好に経営する為に以下の規則を守らなければならない。

一、市場に入場の際は営業免許を持参し、市場の規定、市場管理者に従い、争いごとをしてはならない。

二、市場内で営業する者は、いくつかの市場管理規定に従い、文明的に商売し

図4. 北京市市場と行政組織の対応



市工商管理局からの聞きとりにより作成

よう。顧客に対してしかったりせず、御礼、ありがとうを言い、ていねいに商売しよう。

三、市場では公平取引を実行し、原則として質によって価格を決め（国家の指定する商品を除く）強制販売をしてはならない。

四、免許を持っていない人や、本市場と関係のない人の自転車は入場を禁止する。

五、市場を出る時は必ず購入した商品と、購買貨物出門票（領収書）を持ち、金額、数量を書き換えてはならない。

六、以上の規定に違反した者に対して、市場管理人から警告、罰金を課する。

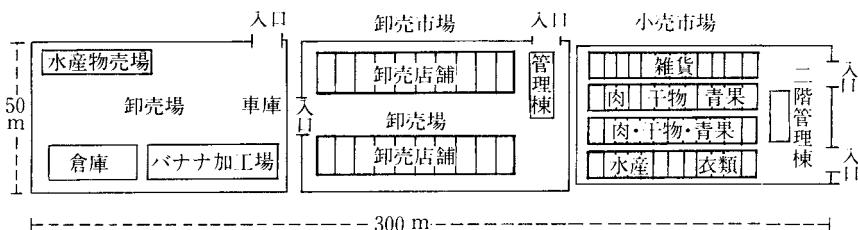
1989年8月26日実行

北京北太平庄卸売市場

### c. 小売市場流通

北京市内には、以下に述べる北太平庄市場など、市が直接管理する5ヶ所の公営小売市場がある。その他、行政区内地内会（街道）ごとに1ヶ所の自由市場が開設されており、それらを合計すると約100ヶ所に及んでいる。図4は北京市市場と行政組織の対応を示す。市管理部門は行政区までであり、「街道」は住民組織である。従って「街道」ごとに開設される自由市場との関係

図5. 北京市北太平庄市場(平面図)



は、市にとって関接的である。

但し、南部沿岸都市の小売市場はより高い発展段階をみせている。福州市小売市場の管理方式は、北京などと異なり、「街道」を開設主体とする小売市場はなく、小売市場はすべて、市工商管理局の管理下にある。「街道」の役割は市場内の治安、防犯などにとどまる。

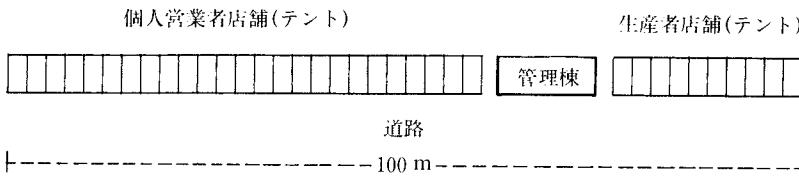
北京市における上記二つのタイプの小売市場を以下紹介しよう。

### ○北太平庄小売市場

北太平庄小売市場は、前記卸売市場に隣接しており、卸売市場と同年に建設された。管理、開設主体は北京市海淀区工商管理局である。売場面積は、2450平方メートルに及ぶ。業種は野菜、果物、肉類、魚、卵、干物、穀物、等の食料品の他、雑貨、衣類など、23業種に分れている。営業主体別に見ると個人経営者が400戸、集団経営、国営もあわせて8店舗ある。食料品小売店は、運送専業戸、農民、卸売市場等より仕入れる。個人経営者の場合、農民戸籍を持ちつつ北京市に移入した人が多く、出身地は全国各地である。税金は売上高の3パーセント、管理費は売上の2パーセントである。管理費は業種別に売上高を合計したものから徴収され、業種間では管理費が異なるが、同一業種の営業者間では同じである。

市場を取締る法令は、「城鄉個体工商戸管理暫定条例」の他、市、市場独自に以下の様な規則をつくるとともに、営業者で自治会をつくり相互に監視するシステムをとっている。

図6. 北京市護国寺市場（平面図）



市工商管理局の職務は、円滑、公正に市場取引が行なわれる様に管理すること、管理費の徴収、運送サービス、指導価格の表示等である。小売市場の場合、指導価格に近い販売価格が店頭に表示されている。しかし隣接する卸売市場ではさらに多様な多品種が販売されており、価格指導ができる体制にはなっていない。

市場規則を以下に示そう。

#### 市場管理違反者への処罰規定

経済を健全に発展させ市場交易をさかんにするとともに合法的経営を保護し、違法活動を取締る。

- 一、国の規定により、市場で販売してはならない商品は売ってはいけない。例えば、武器、ライフル銃、刃、販売禁止品、等である。以上は違法の程度により処罰される。
- 二、本市場での糧票、証明書等の販売を禁止する。
- 三、仕入先が不明な商品の販売を禁止する。
- 四、腐敗した商品、有害、有毒商品、ポルノ雑誌等販売禁止。
- 五、販売は公平にし、販売を強要したり、客と争いごとをしてはならない。
- 六、販売所を私的に交換したり、名札番号を私的に交換してはならない。
- 七、はかりを正しく使用しなければならない。
- 八、衛生に留意し、後かたづけをしなければいけない。
- 九、販売者は番号、写真の入った名札をつけなければいけない。

北京市人民政府1987年101号文献によって制定

#### 北太平庄小売市場規則

- 一、市場へ入場する商人は顧客とともに国家の法律を守らなければならぬ。

- 二, 市場には国家が販売を禁止している商品, 腐敗した商品, にせもの商品を販売する事を禁止する。
- 三, 市場では, 取引秩序を守らなければいけない。糧票, 証明書等の販売禁止, つば, 果皮をすべてはならない。強制販売してはならない。
- 四, 本市場では違法取引をしてはいけない。票・証を販売してはならない。仕入先不明商品を販売してはならない。不法な行為を行なった者から仕入れを行なってはならない。
- 五, 公平に売買し, 子供, 年寄に対して不正に販売してはならない。ありがとう等あいさつを行なうこと。
- 六, 市場管理者が公正, 正確にはかりを設置すること。

北太平庄市場

### ○北京廠橋地区護国寺市場

護国寺市場は北京市小売市場の一つであり, 管理主体は廠橋地区町内会, 「街道」である。1982年に設立された。かつては棚もなく地面に商品を置いて販売していたが, 1986年には町内会の費用で棚が設置されるなど, 市場も整備されて, 販売高を伸ばして来た。休市日はなく, 1年中市場は開場されている。1989年時における1ヶ月販売額は8万元より12万元の間で推移している。店舗数は60店である。その中で常時出店する人は専業個人経営商業者であるが, 市場の一コーナーには生産者用のコーナーがあり, 証明書さえあれば誰でも出荷, 販売する事ができる。同市場の場合, 河北省から販売に来る, 北京の臨時戸籍を取得している農民が多く, 彼らは列車で自ら荷を負い輸送する。開市時間, 午前7時30分~午後6時の間に完売できない場合, 彼らは北京市内に宿泊し, 完売するまで北京に滞在する。列車運賃を節約するため, 互いに他の出店者の輸送を援助し合う場合もある。営業者は管理費として開設者に2パーセント支払わなければいけない。同市場を管理する管理人は4名であり, 町内会で雇用されている。すでに退職した年金生活者を雇用しているが, 市場からの収入, 月90元の他に町内会からも賃金が支出される。1人1日6時間労働である。以下に示すものは, 市場前に掲示されている区工商管理局から出された市場規則, 及び管理人に対する管理責任規則である。市が自由市場に対する管理を, 管理人を通して行なう事が如何に困難で問題が

多いかについて、次の条項、「法、規則を守る為に業者からの接待、ワイロを受けない。私情を受ける事がないように、本市場で物を買わない」という文書から垣間見る事ができる。開放経済が進み、市場取扱高が伸びると、公営市場であれ、自由市場であれ、個人経営者の所得が急上昇する。個人経営者と行政公務員との収入上の較差は拡大する一途である。行政公務員のモラルが低下するとともに、彼らによる違法行為や、業者との癒着が公然と行なわれている。

#### 北京護国寺市場管理人の責務

管理人を監督する為に以下の事項を規定する。

- 一、党の方針、政策を文明的かつまじめ、公平に実行すること。
- 二、文明的に管理し、親切にサービスを実行すること。
- 三、法、規則を守る為に業者からの接待、ワイロを受けない。私情を受ける事がないように本市場で物を買わない。
- 四、困難な仕事上の事に対して責任をとること。

#### 市場販売規則

- 一、販売は親切、文明的に行ない、親切なサービスを提供しよう。
- 二、証明書（免許）に記載される経営の範囲、経営者の数を超えないこと。
- 三、重量が不足しないこと、強制販売しないこと。悪いものを良いものとして販売したり、顧客をだまさないこと。
- 四、売場の三点（衛生など）を守ること。

市場責任者 高 秀廠

李 淑蘭

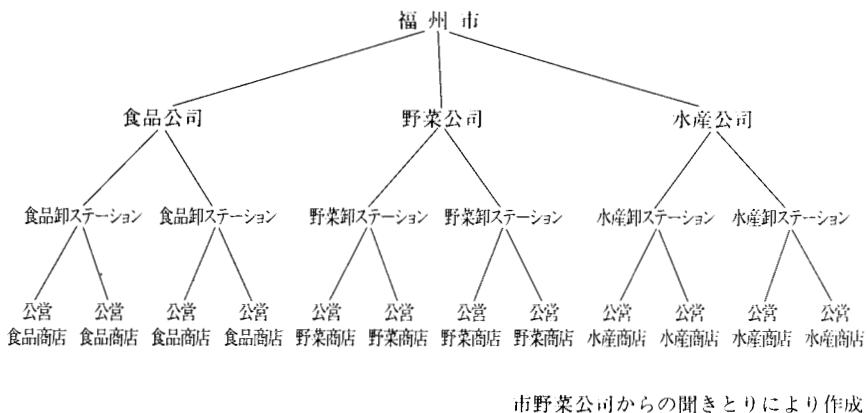
北京市廠橋地区市場事務室

#### ② 福州市（福建省）副食品流通の事例

##### a. 福州市の統制的食料流通

1978年以前において、福州市の食料品流通も、他地区と同様、統制的流通が圧倒的部分を占めていた。1980年以前は、小売市場は2ヶ所にすぎず、農民余剰農産物を生産者が販売するにすぎず、販売額も少なかった。しかし、1990年には、食料品を取り扱う小売市場は62ヶ所に達し、販売額も急伸してい

図7. 福州市統制的食品流通系統図



る。これに対し、統制的流通部分の比重は低下しつつある。市工商行政管理局によれば、統制的食料品部門のシェアーが市内供給量に占める割合は平日で40パーセントにまで低下している。

図7は福州市における統制的食品流通系統図である。福州市には、食品、野菜、水産の三つの副食品公司がある。肉類は食品公司で取扱われる。果実は供銷社の系列で供給されている。工商管理局による副食品政策の中で最も重視されている政策は価格政策である。

1989年、福州市の物価上昇率は13.1パーセントであり、北京市の17パーセントに比べれば低いものの、高い水準のインフレ状態が進行している。生鮮食料品の価格変動は市場メカニズムが支配的になって以降、その変動幅が大きくなっている。その要因は、市場整備の遅れ、安定的副食品产地化の遅れ、消費量の急増、以上によるところが大きい。

福州市の行っている農産物価格流通政策は、統制的食品流通を利用して需給バランスを保とうとするものである。肉類の場合、統制的食料公司の冷凍庫の在庫を、品薄期、高騰期に市場に投入する。野菜の場合は、市場価格を一定範囲に制限するとともに、農民からの供給を増加させる為に補助金を拠出する。福州市野菜公司の事例を紹介しよう。

福州市野菜公司は1959年に設立された。福州市野菜流通は1985年まで、建てまえ上は統制下、すなわち、統一購入、統一販売の状態が続いていた。市野菜公司の市管理部門の人員は50名余り、卸ステーション労働者約500名、野菜商店の労働者約800名、のべ約1300名のスタッフで運営されている。卸ステーションは集荷、配送、倉庫業務を行なう。卸ステーションから公営野菜商店に卸される。卸ステーションは現在市内3ヶ所に減少したが、かつては5ヶ所であった。公営野菜商店は市内に80店ある。

野菜公司で取扱う野菜は、1990年時点で年間約10数種類にすぎないが、一品目当たり消費量が多い種類に限られている。例えば、冬期——キャベツ、ブロッコリー、天津白菜、夏期——スイカ、東果、たけのこ、秋期——うり、大根、ジャガイモなど、月間三種類程度が取引されている。

市野菜公司の集荷園は、福州市近郊、もしくは周辺8県に限られており、半径数十キロメートル以内である。最も遠隔地の県で110キロメートル以内である。葉茎菜類を中心とする「短期菜」（栽培期間が50日以下のもの）は近距離の農村から集荷し、「長期菜」（栽培期間が長いもの）は、遠距離の農村から集荷している。

市野菜公司取扱高は、1985年以前における統一購入、統一販売の時代には、年間10万トン～15万トンの水準であったが、85年以降、卸売市場流通、自由市場流通が拡大したため9.5万トン～9.5万トンへと低下している。同公司の経営を維持する為に市からの財政補助に頼らざるを得なくなっている。しかし政策当局は、価格政策に同公司の存立意義を見出している。

野菜公司は先ず、村の組織か又は農家個人と出荷契約を取り結ぶ。契約内容は、品目、収穫時期、量、価格である。農家との間では最低価格の取り決めのみを行ない、それを下まわる価格をつけた時には補助金による補填が行なわれる。最低価格は野菜公司の職員によるコスト調査によって決定される。一方販売価格に対しては最高価格が設定される。これは、過去の価格動向と卸売市場での需給状況によって決定され、最高価格を上まわる販売価格が市内卸売市場で設定された時には、卸売業者に対し指導するとともに、必要な場合、最高設定価格にまで引き下げる為に価格補填が行なわれる。前者は生

産者保護政策、後者は消費者保護政策であり、1989年の野菜価格補填金は年間420万元であった。

市野菜公司が取扱う10数品目の野菜取扱シェアは、同公司の発表によれば、同品目の市内流通量の中では依然として高いシェアを保っており、1990年時では80パーセント、全品目の野菜流通量の中でも55パーセントに達すると言う。

同公司からの供給先は、市内商店の他、他省の公司へも販売している。特に冬野菜の生産が少ない東北地方、北京市、天津市への供給が近年増加しており、年間2500トン前後に達している。他省公司との取引は、毎年一回開催される、全国野菜公司会議で決定される。その際、取引量、品目、時期、価格の範囲等が審議、決定される。但し、他省との取引に関して、中国の鉄道輸送力が弱い為に大きく制限されざるを得ず、輸送コストも高い。福州—北京間の輸送時間は早くても6、7日かかり、輸送コストは商品価格に匹敵するか、商品価格を上まわるほどである。鉄道コスト高と輸送力の弱さは、中国食料流通の全国市場化を阻害している最大の要因である。

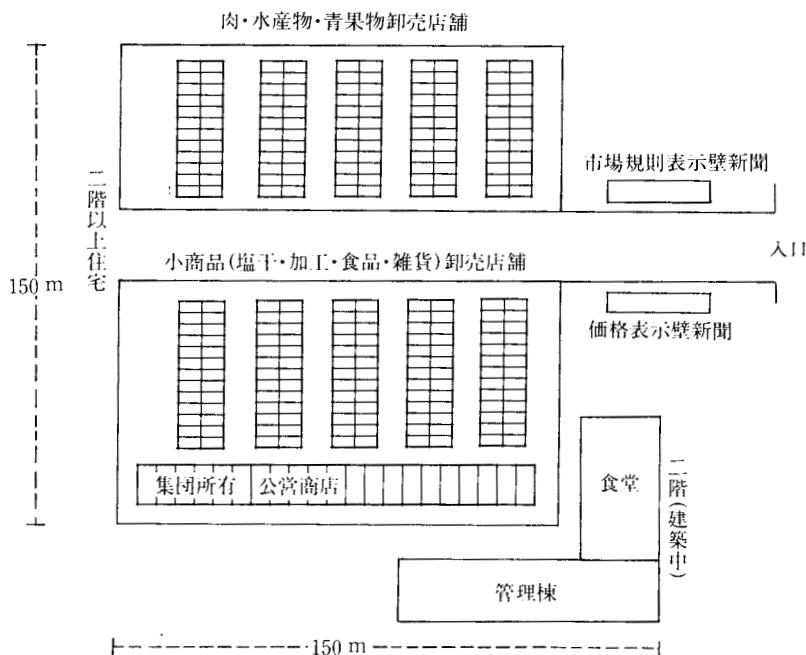
#### b. 福州市の卸売市場流通

福州市は市区人口124万人、郊県を合わせると509万人の人口を持つ大都市である。福州市には以下の5ヶ所の卸売市場がある。その内食料品卸売市場は4ヶ所である。食料品卸売市場の中で、総合市場は2市場、他の2市場は、水産物、青果物の専門市場である。

台江路卸売市場は福州市最大の生鮮食料品総合市場である。同卸売市場は1989年12月、台江区の現在の場所に移転し、面積も5000平方メートルへ、4倍強に拡大した。移転、新築するにあたり、シンガポール、香港などの卸売市場システムを研究、導入したというだけに、管見した、北京など他都市卸売市場とは質的に異なる、近代的かつ充実した施設、システムを持つものである。(図8)

同市場の成立はふるく、解放以前からの歴史をもつ。しかし、取扱高が多くなったのは78年以降である。その後も順調に拡大し1985年には年間取扱高

図8. 福州市台江卸売市場(平面図)



20万元～25万元の水準であったが、1989年には、25万元～30万元となった。開場時間は午後2時より午後7時である。青果、肉、小食品（塩干、加工食品、その他）の各コーナーに分かれており、水産、青果、肉で約700業者、小食品約900業者が営業している。その内95パーセントは個人営業者であり、残りは公営商店、集団所有制企業である。これら卸売業者が、他の省と異なる点は、彼らが产地仲買人を兼任せず消費地卸売業者として独立した経営体となっていることである。また倉庫、冷凍設備を個人又は協同によって大部分の経営者が持っている事も、中国の流通事情の中では特筆すべき事である。

1989年、新市場が建設される以前に、市工商政管理局は入場希望者を募集した。入場する為の条件は、建築費（1階店舗と2階以上の倉庫住宅を含む）平均一戸当1800万元の内1100万円分の分担金を拠出する事であった。応募者

は申請順に決定され、空いていない場合は順番を待ち、廃業者が出ると入場できる。但し、開場以来廃業者はいないため、新規入場者はでていない。

売場利用権は、有限（8年間）利用と無限利用とに、拠出金額によって二種類の利用形態がある。また、店舗の場所も、拠出金額によって異なっている。土地、建物の所有権は地方政府にあり、入場者は利用権があるのみである。この他、日常的に管理費として1～2パーセント市場管理者に拠出しなければならない。（品目により異なる）

卸売業者の仕入れは、買付によりキャッシュで支払う場合が多い。彼らの集荷方法は共同仕入、共同輸送を行なうことがしばしばある。その方が流通コストが安い事は明白である。農産物の場合、村に彼らの集荷所が設けられており、定期的に集荷業務を行なう。水産物の場合は産地漁民側が共同輸送する場合も少なくない。運賃を除いたマージンは、水産物の場合約18パーセント、地元野菜の場合10～15パーセントと言われている。平均的な個人営業の水産物卸売業者の場合、一戸当純収入は一ヶ月約4000元である。これは平均的な地方政府職員賃金の約20倍に相当する。市場経済導入後において、個人営業者とそれ以外の階層との所得較差は拡大する一途である。1989年6月に爆発した「反乱」の物質的背景の一つには、「官倒」とともに、以上の点を挙げなければならない。

同市場は集荷圏も広いが、分荷圏も広い。同市場の顧客は、市内小売店とともに、市外、山間部小売店も少くない。それだけに、同市場は広い分荷圏を持ち、市場経済が進展するに従い、ますます取扱高が増加するであろう。

同市場規則を以下に示す。道徳的、精神的規則にすぎないものである事は、他の省の市場と同様である。しかし、同省の場合、前記工商管理局から、あらゆる品目に関する最高価格の表示、徹底が常時行なわれており、市職員による調査も綿密にされている。

#### 福州市台江農貿市場管理規則

一、市場に入場し売買を行なう者は公共秩序を守り、文明的に営業しなければいけない。

表5 福州市の市場

食料品小売市場	
常時開設(24時間)している市場	38(市場)
早朝、夕方のみ開設している市場	24(市場)
食料品卸売市場	4(市場)
工業製品卸売市場	1(市場)
工業製品小売市場	5(市場)
その他の市場	10(市場)

福州市工商管理局資料より

二、市場に入場する商品は種類ごとに配置し、営業免許を掲げて営業するとともに、勝手に商品の価格を引き上げてはならない。

三、質の変じたものや、新鮮でない商品、有毒、有害な商品、偽物が混入した

商品を販売せず、合法的に経営しなければいけない。

四、国家公定のはかりを使用し、重量が不足しない様にして消費者の利益を守らなければならない。

五、市場が開いている時間には車両は入場してはならない。特別に必要な場合は管理人の許可が必要である。

六、公共衛生を守り、三包を保持し、市場清潔、店の美観を良くしよう。

七、市場では防犯、防火に努め、異常を発見した時はすぐに知らせること。

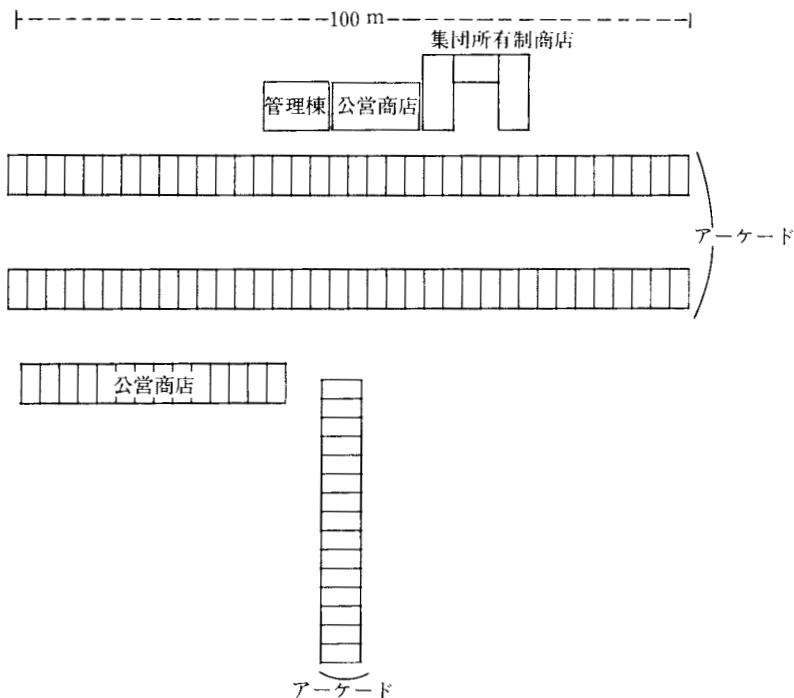
### c. 福州市の小売市場流通

#### ○西営里市場

福州市の小売市場は、市工商管理局が直接管理する小売市場である。福州市食料品小売市場は表5に示す様に、62市場である。その中で24時間開設している市場が38市場である。西営里市場もその一つである。1984年に同市場は設立された。開設主体は福州市台江区工商管理局であり、同市場を管理しているスタッフは30名である。同工商管理局は個人経営者を管理し、公営商店はその管理下にはない。主な職務内容は1. 管理費の徴収、2. 指導価格を超えていないか、3. 品質、衛生に問題はないか、4. 市場規則を守っているか、5. 客と争いごとをしていないか、などである。そして問題が生じれば、業者を教育し、さらに罰金を課する場合もある。

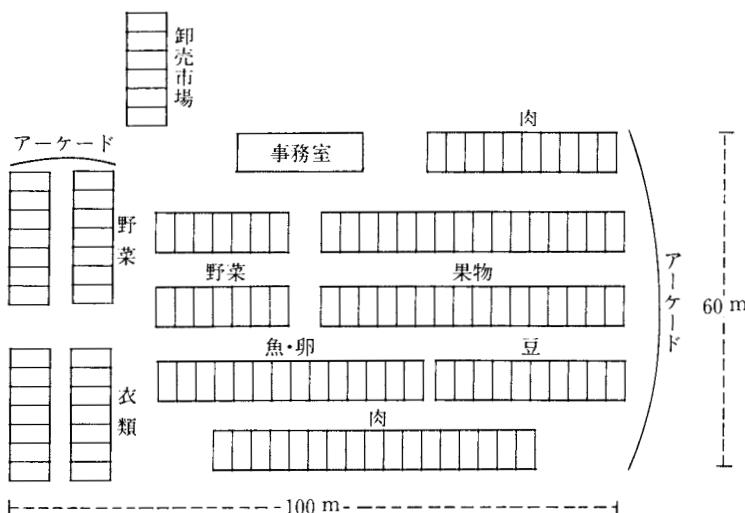
図9は福州市西営利市場を示す。同市場における営業者は、1990年4月の時点ですべて300戸余りであった。この他臨時に市場に出荷する営業者が200戸余りいる。大部分個人営業者、生産者(臨時に出荷する人に多い)であるが、

図9. 福州市西營利市場(平面図)



公営商店、集団所有制企業が合計8店営業している。同市場で営業を希望する者は、免許を取得すると誰でも営業する事ができる。管理費は常設青果店の場合、売上高の1パーセントを月払いを拠出しなければならない。業種によりこの割合は異なっているが、臨時出荷者の場合、1日当、0.2元～0.5元であり非常に低くおさえられている。1989年、市場年間売上高は工商管理局の発表では約20万元である。同市場への出荷者、及び商品の量は、同市場を知る人によれば、1990年まで、1年ごとに倍増していると言われている。南部沿岸経済開発区の同市の場合、外資の導入によって経済が好調なのに加え、海産物、青果物がもともと豊富な地域である。管見した、他のいづれの地域にも増して、市場は活気に満ち、商品は豊富であった。

図 10. 太原市東安寺市場(平面図)



### ③ 太原市（山西省）副食品流通の事例

山西省太原市は人口100万人を超す中国北西部を代表する都市である。太原市では、水産物は公営公司が管理しているが、その他の部門には卸売市場が設立されている。市内には野菜、果実専門卸売市場が各一ヶ所、水産物を除いた総合卸売市場が一ヶ所、計三ヶ所の卸売市場がある。太原市に卸売市場が設立されたのは1978年以後であり、近年取扱高が増加している。

太原市内には6ヶ所の小売市場がある。以下に述べる東安寺市場（図10）は市内最大規模の小売市場であるとともに総合卸売市場でもある。同市場が設立されたのはふるいが、1986年までは小規模市場にすぎなかった。同年市が管理者を置き、市場整備をして以降、同市場の取扱高は増加して來た。市場面積6000平方メートル、建物面積3200平方メートル、市場内経営者数640戸、1989年販売額推計2300万元である。同市場を管理する市管理職員は8名、その他「協力人」と呼ばれる補助者6名で運営される。市場管理費は、卸売業者は月100元、小売業者は果実40元、野菜50元、農民による臨時出店者は1回当3元～4元である。小売業者の仕入先は、生産者、卸売業者である。

同市場の管理規則は、市場内に掲げられている、以下に示す、十要十不准であり、多分に道徳律的なものである事は他の市場と共通している。

#### 太原市東安寺集賀市場個人営業者十要

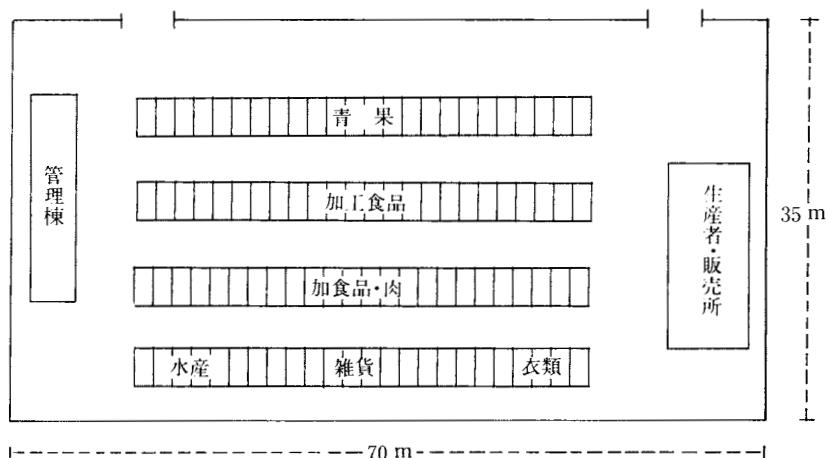
- 一、文明的に商業を経営し、サービスの質を良くする。
- 二、免許をかけて営業するとともに、はかりで計量する。
- 三、商品は本物であること、価格は適正に、信用を守ること。
- 四、公平に商売し、価格を合理的に。
- 五、売場を整頓し、衛生を守ること。
- 六、うるさい客もいやがらず、客に便宜をはかること。
- 七、客には親切に話し、礼をつくすこと。
- 八、サービスをきめ細かくし、子供、老人をだまさない。
- 九、法律を守り、管理にしたがうこと。
- 十、団結、互助し、たがいに監督しあうこと。

#### 十不准

- 一、物価を上げないこと。
- 二、だまして販売したり、強制販売をしない。
- 三、長さ、重量不足のこと。
- 四、悪いものを良いもの様にだまして販売しないこと。
- 五、にせものを本物の様にだまして販売しないこと。
- 六、材料が不足しないこと。
- 七、悪いものを良いものに混入しないこと。
- 八、証明書、糧票の販売禁止。
- 九、違法なはかりの使用禁止。
- 十、質の悪いものの販売禁止。

図11に示す柳溪小売市場は規模は小さいが、施設は充実しており、太原市の代表的な小売市場の一つである。設立年次は1985年、建築面積2400平方メートル、販売額416万元（1987年）である。市場内経営者は省の内外、7省からの出身者である。100戸余りの経営体はほとんど個人経営者であるが、13の公営、集団所有経営体を含んでいる。同市場の規則を以下に示す。個人の生活にまでたち入った、細々した指示がされている事が同規則の特徴である。

図 11. 太原市柳溪小売市場(平面図)



## 柳溪市場管理規則

- 一、経営者は國の方針、市場管理の法令、規定を守り、市場の管理に従うこと。  
管理費は規定の期間内に上納すること。
- 二、経営者は必ず登録した経営範囲内のみを経営しなければならない。免許がないと登録以外の品目の営業はできない。
- 三、経営免許、売場の賃貸、転売は禁止する。国の物価管理に関する条例をまじめに実行し、國の規定した価格で販売しよう。私的値上げは許されない。  
違反者は物価管理条例で処罰される。
- 四、飲食物、加工食品の販売者は必ず食品衛生法を実行しよう。衛生関係の三つの証明書を持ち、消毒、変質、有害物を販売せず、生鮮品と加工食品を分離して販売すること。
- 五、経営者は必ずぞうきん、ごみばこ等のそうじ道具を持ち、地面をそうじし、窓をきれいにするとともに、商品をきちんと並べること。
- 六、営業開始より閉店までの間、車輛が市場内に入らないこと。
- 七、売場で宿泊する者は、起床するとベッドをたたみ、売場に整理すること。  
管理人の同意がなければ市場内の通路に商品を積んではいけない。市場内の下水道にゴミ、残飯を入れない。
- 八、経営者は文明的に経営し、客に親切、公平に販売し、強制販売、重量不足、にせもの販売等をしない。國の規定で禁止しているはかりは使用禁止。
- 九、市場内では爆発しやすいものを置かないこと。火を使用して食事をつくら

ないこと。広告をはらない。電気代を正しく払い、勝手に電線を引いて不正に電気を使わない。もし不正が発見されると電気料金を150パーセント徴収する。

十、市場内の営業者（従業員）以外の者は売場に入らないこと。経営人員はもとのを食べながら商売をしないこと。市場が閉場した後で火事に注意すること。万一事故が起こったら責任を追及する。

十一、客、経営者双方とも、文明的、親切にしよう。ゴミを勝手に投棄したり、ツバ、タンをはかないこと。強制販売をしたり、悪口を言ったり、争いごとをしないこと。

十二、市場内の公共の物はこわさない様に、互いに監督しよう。損害が起れば賠償しなければいけない。窃盗や市場秩序を乱す者とは闘争しよう。

十三、管理人の同意なく、部外者が夜宿泊する事はできない。1つのベットに2人で宿泊してはならない。

十四、経営者の都合で休業する時は管理人に報告する事。営業をしない時、市場販売台等を返却しなければ管理費は通常通り支出しなければならない。

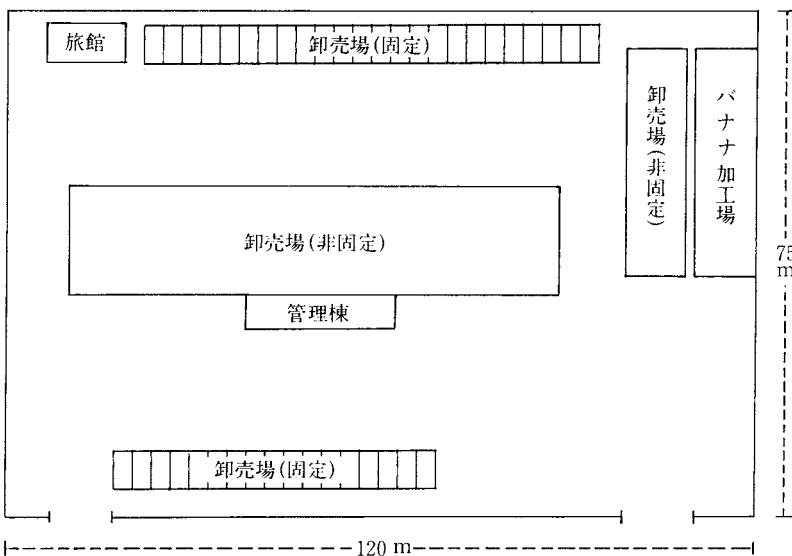
十五、市場で営業したい経営者、又は従業員を増員させたい場合、工商管理人に申請、承認を受けること。その際自らの戸籍の証明が必要である。そして加工食品を販売する者は、身体検査、合格証が必要である。又、食品衛生六項目基本要求を承認していかなければならない。

#### ④ 西安市（陝西省）副食品流通の事例

西安市は市域人口500万人を超す、中国中西部の代表的都市である。西安市には1989年時、農産物卸売市場が3ヶ所、小売市場が7行政区に3ヶ所ずつ、計21ヶ所ある。以下に紹介する貨清路青果物卸売市場は、同市の代表的な青果物卸売市場である。

同市場が卸売市場として発足したのは1985年である。しかし市場としての歴史は1975年にさかのぼる事ができる。但し、1985年以前は小売市場であった。同市場は過去二度の移転を経て、1989年6月現在の場所に設置された。売場面積は9000平方メートル、1日の平均的売上高約5万元（1989年）、仕入者約4000人、卸売業者のべ約500人である。卸売業者は、店舗を区画され、比較的広い売場を持つ、固定卸売商（同市場では座地戸という）50人と売場区画されていない卸売業者（果品店）に区分される（図12）。この他に市場に関する構成員として、運輸を担当する運輸業者（同市場では販運戸と言う）

図 12. 西安市貨清路青果物卸売市場(平面図)



が、同市場の場合、毎日3000人～5000人入出場する。大部分が自転車の後方に荷台を置いた三輪車であり、トラック輸送の比重が多くない事は他の都市と共通している。販運戸は集荷（产地、列車—市場）と分荷（市場—小売店）の間に介在するのであるが、彼ら自身、卸売の資格を有する者が多く、市場内、三輪車の荷台の上で卸売業務を行なう場合もある。

同市場を管理する区工商管理局のスタッフは7名である。卸売業者の支払うべき管理費は、売上高の1.5パーセントである。同市場管理規則にあたる「市場須知」と、同市場管理局の仕事内容である、「西安市市場管理局服務項目」を以下に示す。「服務項目」にある同管理局の仕事範囲には、取引の連絡、現金保管、両替、送金、通信信用供与等、先進国や東南アジア諸国大都市市場では、どこでも卸売業者が担っている仕事や、銀行、郵便業務に分化している部門まですべて行政が担当している。これらは中国食料品卸売業者の現段階における未成熟さと、行政主導型市場運営を示すものである。

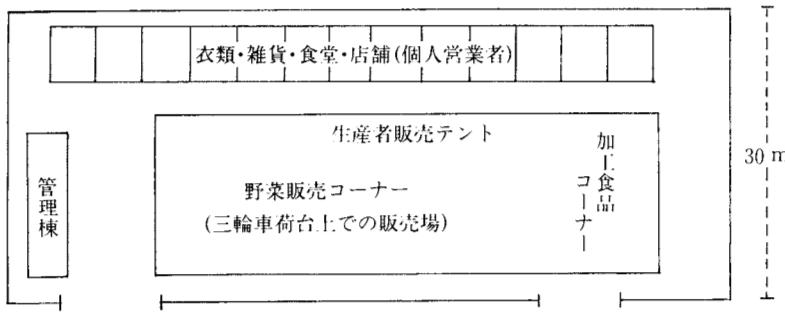
### 西安市市場管理局服務項目

- 一、売買双方に情報を公開し、仕入先との取引に関する連絡を行なう。
- 二、個人経営者の為に現金の保管、両替、銀行への送金を行なう。
- 三、はかりを貸す。荷が多い場合荷を保管する。
- 四、手紙通信文の発信、受理、荷物受理証明書の発行、紹介状の作成。
- 五、宿泊書の紹介、薬品の購入。
- 六、長距離、短距離運輸車輛、業者の紹介。
- 七、市場内での売店、食堂の営業。

### 西安市貨清路青果卸売市場須知

- 一、国の政策、法を守り、市場管理に従うこと。国への税、管理費を上納すること。免許状を掲げて経営する。価格を明示し、文明的、親切に経営すること。
- 二、市場内固定売場は管理所で統一して管理分配する。違反者は教育し、従わない場合は退場させる。
- 三、市場内の売場、台、建物は譲ったり、売ったりしてはならない。市場外取引はしてはいけない。強制販売、売りおしみ、価格つり上げをしてはいけない。重量不足、不正販売をしてはいけない。違反者は規定により処罰する。
- 四、売場を清潔に保つこと。果皮、ゴミを投棄しない。違反者は5元～10元の罰金。
- 五、市場内に入場する車輛、人力三輪車、架子車は市場内大門前に止めない。違反者は10元～25元の罰金。
- 六、不正な事、不正な人物を発見したら報告すること。窃盗事件があれば厳正に処分する。

図 13. 西安市労働南路小売市場 (平面図)



----- 80 m -----

図13は同市労働南路小売市場を示す。同市ではごく一般的な市場である。区工商管理局職員2名によって管理されている。売場は、生産者販売コーナーと、個人営業者用店舗とに分かれている。生産者販売コーナーでは売場は固定しておらず、当日、区職員によって決められる。生産者は三輪車によって出荷する。販売所は簡単なテントを張った、露天に近いものである。営業者は管理費として売上高の2パーセントを区工商管理局に支払う。

### おわりに

中国の食料品流通の現段階は、未だ商品流通が全国化していない段階である、と言っても過言ではない。全国的商品流通に向けられる農産物はごくわずかである。省内の地域的農産物流通は、1980年代初めより徐々に増加しつつある。

食料品卸売市場システムが今後さらに本格的に拡大すれば、中国経済は新しい段階に達するに違いない。国家は、市場システムに関して、あくまで計画経済の補完にすぎないとしているが、市場流通は確実に拡大している。本稿で見た様に、中国の食料品卸売市場システムは、南部沿岸地区を除けば、余りにも未熟、非効率であり、アジアの中でも最も遅れた国の一つである。食料品流通は、当然の事ながら、独自に進化するものではなく、生産、経営、消費の動向とともに展開する。本稿では、それらを一応捨象して、流通システムだけに限定して取り上げた。以下、中国食料流通システムの現段階における課題を示そう。

1. 地方食糧公司は食糧協議契約取引のブラックボックスとなっており、運営と価格が非公開であり、「官倒」の要因もある。これを如何に改組、再編し、食糧卸売市場を設立することができるか。
2. 流通の担い手たるべき、食糧仲立業者を育成すること。
3. 食糧買付をやめ、市場価格に委ねる部分を矛盾を少なく如何に拡大させるか。食糧買付が社会政策であった時代はすでに終了している。家計費に占める穀物は約6、7パーセントにすぎない。
4. 副食品卸売市場の卸売業者を育成すること。現状では卸売流通主体が無

いに等しい。個人経営者の産地仲買人が、多くの場合消費地卸売業者の役割を果たそうとする。彼らには効率的な分荷を行なう能力は備っていない。しかし、政府の通達、法令には、卸売流通業者への規制、制限、産直の奨励が目につくのみであり、彼らを育成しようとする政策はない。

5. 鉄道網と市場が直接連絡しておらず、自輪車で輸送する運送屋が介在している。その数は出荷者、買出入人の数にも匹敵している。物流を効率化させるためには、鉄道引込線を導入する必要がある。また鉄道運賃の値下げ、運輸力の増強が急務である。
6. 食糧倉庫を拡充するとともに、生鮮食料品冷凍、冷蔵設備(南部沿岸都市以外の市場では見る事ができなかった。)を建設し、産地、流通段階を通して、冷蔵輸送システムを設立すること。
7. 効力と実行性が薄く、価格設定があいまいな副食品指導価格システムを改め、卸売市場価格を広く公開、公表するとともに、卸売業者の集荷・分荷を指導するしくみと能力をもつ管理体制を確立しなければならない。現状の市場規則には詐欺・瞞着への警告条項があるにすぎず、管理者は警備員にすぎない。

総じて、解放後今日までに到る中国食料品流通システムの混迷と模索は、「社会主義」の模索そのものの反映でもあった。しかし、あらゆる商品の中で、食料品は最も統制が困難である事を、我々は日本の戦時体制下、1940年以降の歴史の中で知っている。我が国は、準戦時体制下の時代から、主食、副食品統制の方法を研究して来た。主食は食糧管理法によって、一応の統制が確立された。しかし、副食に関して、戦前期の日本は、今日の中国に比してもはるかに発達した官僚機構と、流通システムを有していたにも拘らず卸配給機構を通した統制はできなかった。そして戦後、家計費の2パーセント強にしかすぎない、米一品へのゆるやかな統制も今日放棄しつつある。

くり返すが中国流通システムの最大の問題は卸売市場流通の主体が欠如していることである。流通主体の欠如は、新しい流通システムを形成する

為には、大きな欠陥となる。彼らは都市に逃亡して來た「流民」でしかない。一度破壊された流通システムを再建する事は無から有を産む事よりも困難である。但し、あくまで計画経済を主とし、市場経済を従とする建て前上、市場流通の主体が巨大化してはならないというジレンマがある。

流通主体を如何に確立するかということとともに、流通管理主体も確立しなければならない。中国食料流通政策が今日対象としているものは、国家、地方政府が直接関与している農産物流通と管理システムだけであり、それ以外の部分は、ほとんど関与しないに等しい。ますます拡大する卸売市場流通を把握し、管理する能力を持つ主体が南部沿岸地区以外でも形成される事がなければ、中国の農産物流通はより混迷を深めるであろう。

解放後中国が行なって來た食料統制策は、危機管理的政策であり、「計画的食料流通」とは壮大な虚構と果てしない無駄にすぎなかった。南部沿岸地域を除いた他の中国において、食料流通が市場経済に適合するシステムに近くなるには、今後少なくとも数十年を要するであろう。

- 1) 『人民日報』1968年12月9日遼寧省凌源県欺天生產大隊々長 馬成
- 2) 毛沢東「十大關係について」『北京周報』に再録、1956年4月25日
- 3) 農産物・副業生産物の中には農林水産物、農林水産加工品、漢方薬等を含んでいる。
- 4) 野菜主産地区は、作目別、地域別に、特定地区として指定されている。
- 5) 杜潤生「第二段階の農村経済体制改革」1985年6月15日『北京周報』
- 6) 尚強民 劉建軍「商業改革十年の歩みと成果」『北京周報』1988年12月27日  
14頁
- 7) 1980年、國家の食糧赤字は國家財政中の8パーセントを占めた。(田島俊雄「中国の食料需給と流通・価格政策」『農業総合研究』第38巻第2号1984年4月による) 1989年、政府は食糧購入に250億元支出した。これは國家財政の4分の1を占める。
- 8) 1980年代初期の食料流通政策に関する研究は、前掲田島俊雄「中国の食料需給と流通・価格政策」の他に1980年代後半の中国食料流通政策に関する研究は、森久男「農産物の流通と貯蔵」、若代直哉「食糧流通をめぐる諸問題」など、いずれも『1989年の中国農業』日中經濟協会1990年4月、藤本昭他『中国の流通システム』日中經濟協会、1990年4月、また、中国商業改革に関する文献は、肖振乾、凌大征「1978年以来の商業改革」『中国商業年鑑』1988年、中

- 国商業出版社
- 9) 尚強民 劉建軍前掲論文
- 10) 『北京周報』1988年10月18日